

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が令和 2 年 5 月 29 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和 2 年 4 月 24 日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 26 年 5 月 26 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和 2 年 3 月 17 日付けで、請求人に対し、法第 27 条の規定による指導指示（以下「本件指導指示」という。）を行った。
- 3 処分庁は、令和 2 年 3 月 26 日付けで、請求人に対し、請求人が本件指導指示に従わないことについて、法第 62 条第 4 項の規定に基づき、弁明の機会を付与する旨を通知した。
- 4 処分庁は、令和 2 年 4 月 24 日付けで、請求人に対し、廃止する時期を同月 8 日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 5 請求人は、令和2年5月29日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 担当ケースワーカーが対話の記録を取ることを断ったことで市民権で応じなかった。

そのようなことが繰り返されたため。

イ 強制的な本件処分で権利が無下に扱われた

ウ 備考

(ア) 廃止後、生活費にあてがわれる保護費の返還を当月末に求められた

(イ) 同ケースワーカーが昨年10月以降行った保護一時停止決定処分に関して、窓口対応の折に弁明にあたることをしておりむしろ相手側が説明の義務を果たさない

- (2) 審理員が令和2年12月25日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

法律で定められた義務が果たされないまま事を押し通している
市民権に対する違反である

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 令和元年11月7日付けの保護停止決定通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり停止したので通知します。」「2 停止する期間 令和元年10月31日～」、「4 廃止・停止の理由 あなたに対し、令和元年10月23日付文書にて、あなたが令和元年9月6日付で提出した収入申告書についてその内容を説明するように、生活保護法第27条により文書で指導指示を行いました。履行期限までに履行され

ませんでした。このことから、同年10月31日付文書により弁明を聴取する機会を設けましたが、あなたは来所せず、連絡もありませんでした。このことから、法第28条第5項により、指導指示が履行されるまでの間、保護停止します。」との記載がある。

イ 令和2年1月16日付けの指導（指示）書には、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第27条第1項の規定により下記の事項について指導指示しますので、この指導指示事項について遵守してください。なお、この指導指示に従わない場合は、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をする場合がありますので、念のために申し添えます。」、「1. 指示事項 令和元年9月9日にあなたの自宅へ訪問を行うも不在であったことから、不在票を投函し、折り返し連絡するか福祉事務所まで来所をするよう残していましたが、いまだ連絡がないため、あなたの生活の状況について聴取できず、保護の要否及び程度の決定が困難となっています。また、令和元年10月23日付けの指導指示についても履行されず、同じく保護の要否及び程度の決定が困難となっていることから、現在、あなたは保護の停止となっている状況です。つきましては、下記の履行期限までに処分庁へ来所し、あなたの現在の生活の状況を説明し、また、あなたが令和元年9月6日に提出した収入申告書に記載ある収入について、どういったものであるか具体的に説明して下さい。」、「2. 履行期限 令和2年1月29日 ※なお、本指導・指示文書について内容がわからないときはお問い合わせください。また、期日までに報告できない理由があるときは、事前にご連絡ください。」との記載がある。

ウ 令和2年3月4日付けの処分庁のケースワーカーから請求人に宛てた書面には、「さて、保護停止解除の令和2年1月28日から2月末までの収入について、別紙収入申告書に記載の上、提出して下さいますようお願いいたします。なお、金額を証明するために必要な挙証資料を添付して下さいますようお願いいたします。」との記載がある。

エ 令和2年3月26日付けの「生活保護法第62条による弁明の聴取について」には、「あなた又はあなたの世帯に対して令和2年3月17日付け文書により生活保護法第27条第1項の規定による指導・指示を行いましたが、履行されていません。この指示に従わない場合は同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をすることがあります。つきましては、あなた又はあなたの世帯が指示に従わないことについて、同法第62条第4項の規定により弁明を聴取する機会を設けますので、必ず出席されるよう通知します。なお、正当な理由がなく欠席したときは、弁明の機会を放棄したとみなします。当日やむを得ず出席できない理由があるときは、処分庁へ事前に連絡の上、指示を受けてください。」、「1. 日時 令和2年4月7日 10時00分」、「2. 場所 処分庁」、「※弁明の根拠となる書類、その他の証拠

がありましたら当日持参してください。」との記載がある。

オ 令和2年4月24日付けの本件処分通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり廃止したので通知します。」「4 廃止・停止の理由 あなたに対し、令和2年3月17日付文書により、同年1月28日から2月末までの収入について、処分庁まで収入申告書を提出することで申告するように、生活保護法第27条に基づき文書で指導指示を行いました。しかし、履行期限を過ぎてもあなたから申告はなかったため、同年3月25日付文書により、同年4月7日に弁明の機会を設けましたが、あなたから正当な弁明はありませんでした。よって、同法第62条第3項に基づき、同年3月17日付の文書指導に違反したことにより、同年4月8日付で保護廃止します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年6月30日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経緯

(ア) 請求人は、処分庁の所管区域内を居住地とし、給与の減少等の理由から最低限度の生活が維持出来ないとして、平成26年5月26日付で法による保護費の給付方を申請し、保護の実施機関である市長から生活保護の決定及び実施の決定権限の委任を受けていた処分庁から、最低限度の生活を維持することのできない者と認定されて保護費の給付決定を受け、同月以後、法による保護費の給付を受けていたものである。また、保護申請時には請求人に対し保護のしおりを手渡しており、処分庁から生活の維持・向上や自立に向けて必要な指導指示を行う場合があり、その指示を守る必要があると説明を行っているものである。

(イ) 請求人に対し、令和元年10月23日付文書により文書指導指示を行った。しかし、履行されなかったため、同年10月31日付文書により弁明の機会を設けたが、弁明はなかった。よって、同年10月31日付で保護停止処分を決定した。その後、令和2年1月28日付で請求人が提出した通帳写等の書類により、一定、指導指示が履行されたものとし、保護停止を解除している。

(ウ) 処分庁は、下記の2点の理由から、請求人が収入を得ており、処分庁にその収入の申告をせず、隠匿しているのではないかという疑いを持つに至ったことから、令和2年3月4日付で担当ケースワーカーが作成した文書を、請求人住所に郵送していた。

a 請求人が令和2年1月28日に提出した請求人名義預金口座の通帳写から、請求人が障害年金生活者支援給付金を令和元年12月13日（保護停止期間。）に受給していたことが判明した。よって、保護停止解除後の令和2年2月14日にも同様に受給していることが予想できたが、そのことについて請求人から収入申告書や年金通知等の提出等で収入申告書が行われていなかったこと。

b 同年3月6日、担当ケースワーカーは、処分庁の所管区域外在住の請求人の母から、請求人住居の同年2月分家賃、共益費計46,000円、2月分水道代3,580円、3月分水道代4,050円、合計53,630円を請求人に代わり不動産会社に支払ったと聴取したため、請求人の父、母にはその旨を請求人に説明しておくように求めている。このことは、実質的に請求人が仕送収入を得ていたこととなんら変わらないが、このことに関し、請求人から処分庁に対し、一切の収入申告や事情報告等がなかったこと。なお、平成28年2月12日に担当ケースワーカーが不動産会社に架電した際も、請求人の両親が代わりに請求人住居の家賃を支払ったと情報提供を受けた経緯があり、請求人が仕送収入を受けても、その申告を行わないのではという不審があった。

しかし、その後も請求人から収入申告はなかったため、同年3月12日に担当ケースワーカーが請求人住居に訪問を行った。しかし、インターフォンを鳴らす等するも不在であったため、電話連絡するか処分庁まで来所するように記載した不在票を投函し、請求人の連絡を待っていたものであるが、なお、連絡はなかった。このことから、請求人の収入申告がない状況となり、よって、保護費の算定が難しくなる等保護の目的を達することが困難となったことから、令和2年3月17日付文書により、法第27条第1項の規定に基づき、同年1月28日から2月末までの収入を申告するように指導指示書を作成した。請求人に電話連絡はつかず、前述のとおり手紙や不在票を投函してもなんら連絡がとれない状況にあったことから、簡易書留と普通郵便でそれぞれ請求人宅に指導指示書を送付した。しかし、簡易書留で送付した指導指示書については、同年3月26日に処分庁まで返送された。

(エ) その後、普通郵便で送付した指導指示書を確認したであろう請求人から郵送で収入申告書の提出があり、申告内容は2月に130,019円の収入があると読み取れる内容であった。この金額は請求人の障害基礎年金と見られたが、実際には障害年金生活者支援給付金10,000円が同日に入金されていると考えられ、収入申告の内容として事実と異なっているものと考えられた。さらに、上記(ウ) bに記載する請求人の母からの仕送収入についても、なんら申告はなかった。

その後、請求人が同年4月1日に処分庁に来所したため、担当ケースワーカーは、提出された収入申告書では指導指示を履行していることとならないことを説明した上で、収入申告書用紙を再度手渡し、もう一度よく考えて申告を行うよう

に求めた。しかし、請求人は申告が事実であると一点張りで、担当ケースワーカーが何度説明しても絶対に意見を変えようとはしなかった。その上、保護停止期間中の保護費を支給するように担当ケースワーカーに求めたため、担当ケースワーカーが保護停止中であることから、保護費の支給はできない旨説明を行うと、請求人は担当ケースワーカーの上司に面談を求めた。担当ケースワーカーが断ると、処分庁フロアに向けて大声で、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の処分庁職員を名指しして対応するように求めたり、他業務中の同課職員に、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の処分庁職員を名指しして自身の対応をさせるように求めたりする等、典型的な不当要求行為を繰り返した。その際、担当ケースワーカーは数十分に渡り、不当要求行為を止めることを促し、指導指示事項や収入申告について粘り強く説明を続けた。それでもなお、請求人は同様の要求を何十分も繰り返したことから、担当ケースワーカーは請求人に処分庁から退庁するように求めた。すると、請求人は他業務中の処分庁職員に同様の要求をした後、退庁したが、その翌日、請求人は処分庁に架電し、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の処分庁職員を名指しし、対応をするように求めた。担当ケースワーカーが電話に出ると、さらに請求人は、電話対応した職員に電話を代わるように要求した。担当ケースワーカーは、担当職員である自身に話すように請求人に促したが、請求人は全く応じようとしなかった。

このことから、少なくとも、請求人は障害年金生活者支援給付金 10,000 円について請求人名義通帳に同年 2 月 14 日に入金を受けているものと思われるものの、請求人はその申告を行わないことから、処分庁は、指導指示は履行されていないものと判断した。令和 2 年 3 月 17 日付けの指導指示書については普通郵便で送付した文書を請求人が確認していたと見られたことから、弁明の機会を同年 4 月 7 日とし、請求人に普通郵便で通知しましたが、請求人は来所せず、事前の連絡等もなかった。

(オ) 同年 4 月 17 日、処分庁内でケース診断会議を行った。請求人は過去 1 年以内において当該指導指示のほかに文書に対する違反(令和元年 9 月 12 日付の文書指導に対する違反。)があったこと、また、その違反の結果、令和元年 10 月 31 日から令和 2 年 1 月 28 日までの間、すでに保護停止処分を行っていた等の経緯があるため、保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると見られたことにより、請求人を同年 4 月 8 日付で保護停止とする処分(本件処分)を決定した。※「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省社発社第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第 11 の問 1 答 3 - (1) 及び (3)

なお、保護廃止から月末までの保護費については、同年 4 月 5 日に支給済であったため、同年 5 月 18 日付文書により、法第 63 条による返還金 21,328 円について決定を行い、請求人に通知したが、現在に至るまで返還はない。

イ 棄却を求める理由

法第 27 条においては、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができると定められており、また、同法第 62 条第 1 項においては、被保護者は保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとあり、さらに同条第 3 項においては、保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができると定められている。

請求人が提出した審査請求によれば、請求人は、(理由) ①担当ケースワーカーが請求人との対話記録に当たる公文書を作成しなかったことで、請求人の市民権をないがしろにされ、また、そのようなことが複数回繰り返されたことを理由として、取り消しを主張していると読み取れるが、処分庁は請求人との対話に関する記録等をケース記録票に記録しているものである。よって、請求人の主張する事実は存在しない。

次に(理由) ②強制的に保護廃止決定処分がなされたことで、請求人の権利を無下に扱われたと請求人は主張しているものであるが、「強制的に」という部分を適正な手続きを踏んで保護廃止の決定がされていないと主張していると捉えたと、上記の本件の経緯(ア)～(オ)に記載するとおり、処分庁としては所定の手続きを経た上で本件処分を行っているのであるから、請求人の主張する事実は存在しない。

なお、令和 2 年 4 月 17 日付ケース診断会議において、本件処分を一旦保護停止処分とせず、保護廃止処分としたことは処分庁の裁量であるが、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第 11 の問 1 答 3 によると「2 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること」と記載があり、また、答 3- (1) には「最近 1 年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。」と記載がある。さらに、答 3- (3) には「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と記載ある。本件について考えると、下記の 3 点の事実により、処分庁が保護廃止決定が妥当と判断したものである。

(ア) 請求人は過去 1 年以内において当該指導指示のほかに文書に対する違反(令和元年 9 月 12 日付の文書指導に対する違反。)があった。このことから、最近 1 年以内において、本件処分に係る指導指示違反のほかに、文書による指導指示違反

があったため。※課長通知第11の問1答3－(1)

なお、令和元年8月19日付文書による文書指導と同年9月12日付文書による文書指導は関連しており、処分庁が請求人に令和元年8月19日付文書の文書指導により収入申告を求めた結果、請求人は挙証資料もなく内容不明な数字を記載した収入申告書を処分庁に郵送で提出したが、処分庁としては、そのことで収入申告を行ったとは考えられなかったことから、令和元年9月12日付文書の文書指導により、その説明を求めた指導を行った経緯がある。その結果、請求人は令和元年9月12日付文書の指導指示を履行しなかった。このことで、処分庁は請求人に対し、令和元年10月31日以降の保護停止処分の決定をしている。なお、処分庁は、請求人の状況によりなお効果が期待されるものと考えたことから、令和2年1月16日付文書により、令和元年9月12日付文書と同内容の指導指示を再度行っていたものであり、請求人が郵送で提出した通帳写等の書類（令和2年1月28日受領）を以て、一定、指導内容が履行されたものとして保護停止を解除したものである。

以上のとおり、本件処分に係る指導指示の他、令和元年8月19日付文書と令和元年9月12日付文書の2件の指導指示の内、少なくとも令和元年9月12日付文書に関しては、期限までに履行されておらず、違反は明確なのであるから、局長通知第11の問1答3－(1)のとおり、本件処分において保護廃止としたことは、何ら実施機関の裁量の範囲を逸脱したものではなく、例えば再度の保護停止等により請求人の規範意識の涵養に努める必要があったとは、必ずしも考えられるものではなく、処分庁の処分に何ら違法はないと考える。

(イ) 保護の停止を行うことによって、本件処分に係る指導指示に従わせることが著しく困難であるため。※課長通知第11の問1答3－(3)による。

なお、保護の停止を経ずに保護廃止する取扱い、保護の実施機関が、被保護者に対し、指導指示を実質的になし得ない等、当該取扱いを適用せざる得ない場合に限定的に適用できるものである。しかし、本件処分においては、下記の4点（a～g）から、処分庁はその状況にあった。

a. 請求人住居に訪問を行うも、応答がなく、不在票を投函するも連絡がないことが頻繁にあり、訪問を行うことが難しい状況にあったため。

なお、平成27年12月18日、平成28年1月15日、同年5月12日、同19日、同26日、同年6月13日、同年7月13日、平成28年8月16日、同30日、同年9月30日、同年10月4日、同年12月6日、平成29年7月26日、同年10月27日、同年11月16日、平成30年6月13日、令和元年7月30日、令和元年9月9日、令和2年3月12日に担当ケースワーカーが訪問を行うも請求人から応答はなく、担当ケースワーカーが不在票等を投函しても、そのことで請求人から連絡がきたり、来所があったことはなかった。また、令和元年8月30

日には担当ケースワーカーが請求人と事前に約束の上訪問したが、なお不在であった。さらに、平成 30 年 7 月 25 日には、担当ケースワーカーが請求人住居のインターフォンを鳴らし、しばらくドアの前で待っていると、請求人がドアを開けて出てきており、請求人が恒常的に居留守を使い、担当ケースワーカーの訪問を拒否していたと見られた。

- b 請求人と電話連絡をとることができないこと。
- c 請求人と担当ケースワーカーが接触できるのは、極めて稀に請求人住所への訪問が行える場合か、請求人が保護費の支給を受ける等の理由で処分庁に来所した時のみであったが、請求人は保護費の支給日(処分庁においては毎月 5 日。5 日が閉庁日である場合はその前開庁日となる。)に来所することは極めて稀であり、規則性なく突然処分庁を訪れ、さらに、支給月の翌月に請求人が来所する場合もあり、その都度処分庁は事務手続きを行い、保護費を支給していた実態がある。このことから、担当ケースワーカーはいつ請求人が処分庁を訪れるのか全く予想できず、請求人と接触することすら困難となっていた。このことで、担当ケースワーカーから請求人へ効果的な指導、助言を行うことが極めて難しい状況が、少なくとも平成 28 年 6 月以降続いていたこと。
- d 請求人が過去に通院していた医療機関からの情報によると、請求人が統合失調症等である可能性があると思慮されたことから、担当ケースワーカーが請求人と接触できた場合は通院を促していたが、請求人は一向に受診する様子ではなかった。よって、処分庁は、平成 30 年 10 月 17 日に請求人宅近くの精神科・心療内科に通院して検診をうけるように、検診命令を発行し、担当ケースワーカーが同席して受診したが、請求人は、主治医からの問いかけに答えず、その後医療機関から検診書の提出があったものの、病状等について判断できないと記載されており、検診が成り立たなかったこと。また、その後も担当ケースワーカーは、請求人に接触できた際は、請求人に度々通院を促したが、請求人は精神科・心療内科への受診に拒否的であったこと。
- e 請求人と接触が困難な状況にあることから、処分庁は、やむなく請求人住居に指導指示文書を簡易書留等で送付しているが、処分庁まで返送される場合があり、請求人が指導指示を理解しているのか不明確な場合が多いこと。また、平成 30 年 7 月 12 日に担当ケースワーカーが請求人に対し、処分庁からの郵送物は確認しているか問うと、「あまり見ていない。」と発言しており、さらに、令和元年 11 月 14 日には請求人は「郵便物を受け取る義務はない。」と主張する等の状況があり、処分庁からすると、請求人が、郵送で指導指示書等を受け取って理解しているのか、判断のしようがないこと。

f 本件処分において請求人が処分庁を訪れた際、請求人は、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の職員を名指しして対応を求め、処分庁窓口で大声で騒いだり、処分庁に架電した際に、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の職員等に電話を繋ぐように要求する等の不当要求行為を行って、担当ケースワーカーとの接触すら否定している様子があった。このことで、処分庁が請求人に対し、効果的な指導指示を実質的になし得ない状況にあったこと。なお、下記（イ～ハ）のとおり、請求人は過去にも同様の行為を繰り返しており、担当ケースワーカーとの面談や助言、指導を拒否していると見られた。

（イ）平成 30 年 4 月 26 日、請求人は「（他部署へ異動となった）前々査察指導員の居場所を教えてほしい。」等担当ケースワーカーに要求した。

（ロ）平成 30 年 7 月 3 日、請求人は生活保護担当課ではなく、本市人事担当課を訪れ、人事担当課職員に対して自身の生活保護に関する問題を訴えた。

（ハ）令和元年 11 月 15 日、請求人は本市人事担当課職員を生活保護担当課窓口に連れてきて、数十分以上、担当ケースワーカーに繰り返し保護決定の説明を求めたり、繰り返し何度も生活保護担当課所属長に面談を求めた。さらにその際、担当ケースワーカーや査察指導員から、指導指示には従っていないのかと問われると、「従っていない、従わなくとも良いと弁護士から耳にしたことがある。」と話した。その上、担当ケースワーカーが処分庁からの退室を求めた後も、他業務中の生活保護担当課職員を呼び止め、生活保護担当課所属長に面談を求めた。

g 上記 f（ハ）に記載あるとおり、請求人は「（指導指示に）従っていない、従わなくとも良いと弁護士から耳にしたことがある。」と発言しており、そもそも処分庁の指示に従う意思を感じられないこと。

なお、被保護者に対する指導、助言に関しては、被保護者の日常生活の中にもまで接近して有益な助言、指導を行うことが極めて重要であり、これにより初めて法の目的が実を結ぶに至る。そのような指導は、所属長等の管理職員ではなく、担当ケースワーカーが行うことが、実務上効果的であると考ええる。

また、保護の停止を経ずに保護の廃止を行う取り扱いは、その適用により、以降、保護の実施機関が、被保護者に対する指導指示の機会を逸すると同時に、保護受給者の最低限度の生活の保障を損なう可能性を含む重大な処分であることから、慎重に判断すべきと考える。しかし、処分庁が請求人両親から聴取できた情報だけを見ても、請求人は、処分庁から住宅扶助費の支給を受けつつも、少なくとも、令和 2 年 2 月分家賃等については、実際は請求人の両親が不動産会社に家賃等の支払いを行っている。よって、請求人は、令和 2 年 3 月においては実質的に 53,630 円もの仕送収入を受けていたものと変わらないこととなる。その上、請求人は本件処分において自身の収入を申告しないのであるから、

処分庁としては、請求人の要保護性自体に懷疑が生じ、本件処分に至っている。

次に、「強制的に」という部分を、処分庁が請求人の意思を無視し、権力や威力をもってむりに従わせた事実を指すとする、少なくとも、本件処分で問題となる令和2年1月28日から同年4月7日までの間にそのような事実は存在しない。唯一、その可能性のある事実は、令和2年4月1日に請求人が処分庁に来所した際、長時間に渡り、請求人がフロア内に響き渡るほどの大声で呼びかける等して、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の職員を名指しして面談を求めた際に、担当ケースワーカーがやむを得ず静止したことや、その翌日に請求人が処分庁に架電した際、担当ケースワーカーの上司に当たる特定の職員を名指しして対応を求めたため、担当ケースワーカーが対応して話を聞き、なおも担当者以外の対応を求めたために電話を終了したということかと思慮されるが、請求人の行為は、典型的な不当要求行為であると考えられ、また、大声で騒いだり上司との面会を強要することは、本市が施行する市庁舎管理規則では禁止行為とされているところであり、しかも、担当ケースワーカーは長時間かけて粘り強く対応しているのだから、市としての対応上はなんら問題なく、同じく請求人の主張する事実は存在しない。

なお、前記1請求人の主張(1)のウ(ア)、(イ)については本件処分とは別の処分に関する内容であり、本件処分の妥当性についての判断材料とすべき事柄ではないと考える。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はなく、また請求人の主張する事実は存在しないのであるから、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 前記1請求人の主張(3)アと同一書類

イ 令和2年1月28日付けのケース記録票には、「・請求人から速達で書類が届く。『収入申告書、年金(2か月分)、その他0円』とある。いつの収入であるかは記載ない。『処分庁窓口まで来所し、』『あなたの現在の生活の状況を説明し、』『どういったものであるか具体的に説明』について、指導指示が履行されているか不明確であった。」との記載がある。

ウ 令和2年1月31日付けのケース記録票には、「・請求人が郵送で説明を行ったと見られることは、下記の2点の理由から指導指示が履行されているとは考えづらい。
①請求人は文書指導後、一度窓口に来所したものの、担当ケースワーカーとは会話せず、メモを郵送することで収入申告書の内容を説明しようとしていると見られますが、『処分庁窓口へ来所し、あなたの現在の生活の状況を説明し、また、あなたが令和元年9月6日に提出した収入申告書に記載ある収入について、どういったもの

であるか具体的に説明して下さい。」という指導指示を履行しているとは考えにくいこと。②請求人が提出したメモは、いつの収入のことを記載しているのか不明であること。・課長代理と相談の上、概ね指導指示が履行されていることから、停止解除する。なお、停止時の過支給額 989 円は停止解除月に収入充当する。・年金生活者支援給付金が 12/13（保護停止中）に 10,000 円の入金がある。停止解除月から収入認定する。」との記載がある。

また、最終記帳日が令和 2 年 1 月 16 日の請求人の通帳の写しには、令和元年 12 月 13 日に年金生活者支援給付金 10,000 円が入金された旨の記載がある。

エ ケース記録票には、「却下・停止・停止解除・廃止（令和 2 年 1 月 28 日）停止解除：令和 2 年 1 月 28 日（停解理由）令和元年 1 月 16 日付文書指導指示が履行されたことにより、再開します。障害年金生活者支援給付金の認定による。」との記載がある。

オ 令和 2 年 2 月 1 日付けのケース記録票には、「保護変更：令和 2 年 2 月 1 日（変更理由）仕送収入の認定による。2 月分保護費の再計算による。（認定状況）生活扶助：98,230 円 住宅扶助：39,000 円 教育扶助：0 円 生業扶助：0 円 一時扶助：0 円 収入認定：119,441 円 扶助額合計：17,789 円 ◆追給支給額は 17,789 円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和 2 年 2 月分 住宅 17,789 円を令和 2 年 3 月 9 日に緊急払いで支給します。・母から 2 月分家賃、共益費 46,000 円、水道代 3,580 円、合計 49,580 円を請求人に変わり不動産業者に支払ったと聴取したため、仕送収入として認定します。」との記載がある。

カ 令和 2 年 2 月 28 日付けのケース記録票には、「・停止解除による保護費支給日を過ぎるも、請求人は来所せず。」との記載がある。

キ 令和 2 年 3 月 1 日付けのケース記録票には、「保護変更：令和 2 年 3 月 1 日（変更理由）仕送収入の認定による。3 月分保護費の再計算による。（認定状況）生活扶助：98,230 円 住宅扶助：39,000 円 教育扶助：0 円 生業扶助：0 円 一時扶助：0 円 収入認定：73,991 円 扶助額合計：63,239 円 ◆追給支給額は 24,239 円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和 2 年 3 月分 生活 24,239 円を令和 2 年 3 月 9 日に緊急払いで支給します。・母が請求人に変わり、不動産業者に 3 月分水道代 4,050 円を支払ったと聴取したため、仕送収入として認定します。」との記載がある。

ク 令和 2 年 3 月 4 日付けのケース記録票には、「・請求人に手紙を送付。保護停止解除から 2 月末までの収入申告を行うように指導する。」との記載がある。

ケ 前記1請求人の主張(3)ウと同一書類

コ 令和2年3月6日付けのケース記録票には、「・父、母来所。母、不動産業者から電話がかかってくるので、2月分家賃、共益費46,000円、2月分水道代3,580円、3月分水道代4,050円を請求人の代わりに支払ったという。請求人にはまだ話していないという。当職、請求人は家賃を払わなければならないと思っていると思われるので、請求人には支払ったことを伝えた方がよいでしょうと伝える。(中略)また、請求人には支払った家賃等については話しておくということ。処分庁に来所するようにも伝えておくということ。・母が支払った家賃等は仕送収入として認定する。2月分49,500円を仕送収入として認定。3月分に4,050円を仕送収入として認定。窓口支給であるが請求人は今だいずれの保護費もとりに来所しないため支給していない、窓口支給の2、3月分保護費を再計算する。さらに、請求人は仕送収入により生活扶助(28,000円程度)以上の収入を得る可能性があるため、4月分以降の家賃代理納付を解除する。」との記載がある。

サ 令和2年3月17日付けの本件指導指示書には、「生活保護法(昭和25年法律第144号)第27条第1項の規定により下記の事項について指導指示しますので、この指導指示事項について遵守してください。なお、この指導指示に従わない場合は、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をする場合がありますので、念のために申し添えます。」、「1. 指示事項 令和2年3月12日にあなたの自宅へ訪問を行うも不在であったことから、不在票を投函し、折り返し連絡するか処分庁まで来所をするよう残していましたが、連絡がありません。このことから、あなたの生活の状況や居住の実態、収入の状況等について聴取できず、保護の要否及び程度の決定が困難となっています。つきましては、令和2年1月28日から同年2月末までの収入について、別紙収入申告書に記載し、下記の履行期限までに処分庁まで提出して下さい。なお、金額を証明する挙証資料等があれば添付して下さい。」、「2. 履行期限 令和2年3月24日」、「※なお、本指導・指示文書について内容がわからないときはお問い合わせください。また、期日までに報告できない理由があるときは、事前にご連絡ください。」との記載がある。

また、本件指導指示書の起案用紙には、「施行・取扱上の注意 3/17 普通 書留 1通ずつ送付」との記載がある。

シ 前記1請求人の主張(3)エと同趣旨の書類

ス 令和2年3月27日付けのケース記録票には、「・請求人に簡易書留で送付していた指導指示書が返送されてくる。なお、普通郵便でも同様の文書を送付済。」との記載がある。

セ 令和2年3月31日付けのケース記録票には、「・指導指示書を受け、請求人から収入申告書の提出あり。2月に130,019円の申告。年金額改定通知の額と同じ、下記の2点について申告がない。①年金生活者支援給付金が12/13（保護停止中）に10,000円の入金があったことから、2月も同様に入金あるものと考えられるが、その申告なし。②3/6に、父から2月分家賃、共益費46,000円、2月分水道代3,580円、3月分水道代4,050円を請求人の代わりに支払ったと聴取していたが、そのことについて申告がないこと。なお、父らが請求人に話せていないことから、請求人が認識していない可能性はある。・少なくとも①について申告ないことは、指導指示違反となる。」との記載がある。

ソ 処分庁が令和2年3月30日に受理した収入申告書には、「収入額 2月分 恩給年金等他法収入 130019円」、「10月 130016円、12月 130016円、他の月は0円」との記載がある。

タ 令和2年4月1日付けのケース記録票には、「・請求人来所。当職「先日、郵便で収入申告書の提出がありました。これでは履行していることにならないと思います。なので、よく考えて再度提出してください。」請求人「いや、事実です。」当職「そうではないと思います。もう一度よく考えてください。」収入申告書用紙を請求人に渡す。請求人「事実です。」同様のやり取りを3、4度繰り返す。・当職「保護停止解除となったのは、1月末でしたね。」請求人「保護停止となったときの保護費はどうなるのですか？」当職「支給できません」（中略）《ケースワーカー所見》請求人から障害年金生活者支援給付金や、父からの仕送（家賃）について申請する意図は感じられなかった。」との記載がある。

チ 令和2年4月7日付けのケース記録票には、「・弁明の機会を過ぎるも、請求人から連絡や来所なし。」との記載がある。

ツ 令和2年4月10日付けのケース記録票には、「・請求人、保護費をとりに来所。課長代理にと相談。請求人が弁明の機会に来所しなかったことから、弁明の機会を付与しているが、ケース診断会議で請求人の保護変更等についてはまだ決定されていない状態。保護費は支給することとなる。当職、なぜいつも支給日に来ないのか？いきなり来られても事務手続き上支給できない場合も考えられるのだが…と伝える。請求人、都合がつかなかったと話す。当職、弁明の機会に来所しなかった理由はなにかありますかと聞く。請求人「犯罪被害にあっていて…、都合がつかなかった。」と話す。当職、本当にそのような理由で弁明の機会に来所できなかったのであれば、そのことを証明する書類を提出して下さいと伝える。請求人、了承。」との記載がある。

テ 令和2年4月17日開催のケース診断会議のケース検討票には、「ケース概要、検討事項・問題点、担当者意見 請求人について、令和2年3月17付文書により、保護停止解除以降の令和2年1月28日から同年2月末までの収入について収入申告を行うように文書で指導指示を行いました。請求人宅を訪問するも不在であることから、簡易書留で送付していました。すると、請求人は収入申告書を提出しましたが、2月に130,019円の収入があると読み取れる内容でした。この金額は請求人の障害年金と見られましたが、実際には障害年金生活者支援給付金10,000円が2月の年金支給日に入金されていると見られ、収入申告の内容として正しくありませんでした。また、同年3月6日に母から、請求人の2月分家賃、共益費計46,000円、2月分水道代3,580円、3月分水道代4,050円を請求人に代わり不動産会社に支払ったと聴取しました。父、母にはその旨を請求人に説明しておくように求めましたが、そのことについても請求人から仕送収入を受けたと申告はありませんでした。このことから、同年4月1日に請求人が来所した際、この収入申告では指導指示を履行していることとならないと説明し、再度提出するように求めましたが、請求人は申告が事実であると一点張りでした。このことから、令和2年3月25付文書により、弁明の機会を同年4月7日に設けましたが、請求人は来所せず、なんら連絡もありませんでした。請求人の指示に対する違反の重要性和処分の均衡を考慮し、保護変更等について検討願います。また、最近1年以内の文書による指導指示違反があること、保護の停止を行うことによって請求人を当該指導指示に従わせることが著しく困難である等について該当することから、保護停止ではなく、保護廃止とするかどうかについても検討願います。※過去の指導指示・平成28年3月23付文書「(中略)通院指導。」→履行されず。・平成30年6月19付文書「訪問調査の日程調整を行うこと。」→履行される。・令和元年8月19付文書「障害年金の改定について、収入申告を行うこと。」→収入申告書の提出があるが、内容不明。・令和元年9月12付文書「来所して生活の状況等を説明し、提出した収入申告書の内容を説明すること。」→履行されず、弁明の機会を得て令和元年10月31日付で保護停止。・令和2年1月16付文書 令和元年9月12付文書と同内容。→手紙が届き、履行されたものとして、同年1月28日付で停止解除。・令和2年3月17付文書「停止解除から2月末までの収入申告を行うこと。」→収入申告書提出があるが、事実と異なる。」「検討結果 過去1年以内の指導指示違反がある等、保護停止処分では請求人を指導指示に従わせることが著しく困難であるとみられるため、弁明の日の翌日付で、保護廃止とする。」との記載がある。

ト 前記1請求人の主張(3)オと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定め、同条第2項は、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」と定めている。

(3) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定めている。

(4) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

(5) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

なお、この場合には、同条第4項により、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。

(6) 生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）第19条は、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない。」と定めている。

- (7) 局長通知第 11 の 2 の (1) は、「保護受給中の者については、随時、1 と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第 27 条による指導指示を行うこと。(中略) キ 次官通知第 8 の 1 による収入に関する申告及び局長通知第 3 による資産に関する申告を行なわないとき。」と定めている。
- (8) 局長通知第 11 の 2 の (3) は、「指導指示を行なうに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」と定めている。
- (9) 課長通知第 11 の問 1 は、「被保護者が書面による法第 27 条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」として「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第 62 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第 27 条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」と定め、次の基準として、「3 2 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とした上で「(1) 最近 1 年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。」「(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と定めている。
- (10) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)Ⅱの 1 の (2) は、「エ 指導指示書は、当該被保護者(これによりがたい場合は世帯主)に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受領書に署名等をさせる(手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい)。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。」「オ 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。」と定めている。
- (11) 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。)問 11 の 12 の 2 は、法第 28 条第 1 項の規定による報告の求めに従わなかった場合等の取扱いにおける留意点について、「資産及び収入の状況等については、(中略)原則として、まずは本人から正確な報告等をさせて的確に状況を把握することが必要である。また、被保護者からの情報によっても不明な点が残る場合には、必要に応じて法第 29 条により関係先に資料の提出を求めることにより把握することが可能

である。これらのことを踏まえれば、被保護者から正当な理由なく正確な報告がなされず、また、法第 29 条による調査によっても状況の把握が困難な場合には、まずは、法第 27 条により被保護者に対し指導指示を行い、それに従わない場合に、法第 62 条により弁明の機会を付与したうえで保護の変更、停止又は廃止を行うことが適当である。」と記している。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) エ及びオ並びに 2 (2) サ、シ及びトのとおり、請求人に対し、令和 2 年 3 月 17 日付けで、同年 1 月 28 日から同年 2 月末までの収入について、収入申告書を提出することで申告するよう法第 27 条に基づき文書で指導指示を行ったところ、履行期限を過ぎても請求人から申告がなかったため、弁明の機会を設けたところ、請求人から正当な弁明がなかったとして、法第 62 条第 3 項に基づき、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 指導指示違反を理由とする保護の廃止が裁量権の逸脱又は濫用となるかの判断は、処分の根拠となった指示の内容の相当性・適切性、指導違反に至る経緯、指示違反の重大性・悪質性、将来において指導指示が履行される可能性、保護の変更や停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性、保護廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮すべきであると解されている(福岡地裁平成 21 年 3 月 17 日判決)。

(3) まず、本件指導指示の相当性・適切性について検討する。

処分庁は、本件指導指示に先立ち、請求人が令和元年 12 月 13 日に年金生活者支援給付金を受給したこと並びに請求人住居の令和 2 年 2 月分及び同年 3 月分の家賃等を請求人の母が請求人に代わり不動産業者に支払ったことを把握したが、その後も請求人から収入申告がなく、家庭訪問を行うも請求人は不在で連絡がなかったことから、請求人の収入申告がない状況となり、保護費の算定が難しくなる等保護の目的を達成することが困難となったことから、本件指導指示を行った旨を主張する。

前記 1 (1) のとおり、法第 27 条に基づく指導指示は、保護の目的達成に必要な場合において、最少限度に止めなければならないとされている。

また、前記 1 (6) のとおり、指導指示を行うにあたっては、必要に応じて、事前に調査等を行い状況の把握に努めると共に本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう充分留意するとともに、前記 1 (11) のとおり、被保護者の収入について、法第 29 条による調査によっても状況の把握が困難な場合には、法第 27 条により被保護者に対し指導指示を行い、それに従わない場合に、法第 62 条により弁明の機会を付与したうえで保護の変更、停止又は廃止を行うことが適当であるとされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウ、エ、オ、キ、コ及びサのとおり、①処分庁は、請求人の通帳の記載から令和元年12月13日に請求人が年金生活者支援給付金を受領したことを把握し、令和2年1月分の保護費から年金生活者支援給付金の収入認定を開始したこと、②処分庁は、請求人の母からの申告により、請求人が居住する住居の令和2年2月分及び3月分の家賃等を請求人の母が請求人に代わり不動産会社に支払ったことを把握し、令和2年2月分及び同年3月分の保護の決定において、請求人の母が請求人に代わり不動産会社に支払った家賃等に相当する金額について、仕送り収入として収入認定を行ったこと、③処分庁は、令和2年3月17日付けで請求人に対し、令和2年1月28日から同年2月末までの収入について申告することを求める本件指導指示を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、本件指導指示時点においては既に、保護の決定に必要な請求人の収入について把握し、その内容を考慮したうえで保護費の算定を行っていることが認められるところ、本件指導指示が保護の目的達成に必要であり、又、必要の最少限度であったとはいえず、相当性を欠く。

さらに、特に、年金生活者支援給付金については、その支給時期や金額は容易に把握できるものであるにも関わらず、本件指導指示に先立ち、処分庁が請求人の収入について法第29条に基づき調査を行った形跡はなく、本件指導指示に至る処分庁の手續及び判断は不適切であるといわざるを得ない。

(4) 次に、指導違反に至る経緯、指示違反の重大性・悪質性等について検討する。

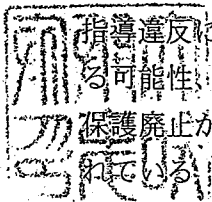
処分庁は、少なくとも、年金生活者支援給付金について、請求人が申告を行わないことから、本件指導指示は履行されていないものと判断し、請求人は過去1年以内ににおいて本件指導指示の他に文書による指導指示に対する違反があったこと、また、保護の停止によっては、指導指示に従わせることが著しく困難であるため本件処分を行った旨を主張する。

前記1(10)のとおり、保護の実施機関は、文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行う必要がある。

そのうえで、被保護者が指導指示に従わない場合に保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するか基準については、前記1(9)のとおり、保護の停止を経て保護を廃止する取扱いが原則であるが、保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときには、保護を廃止することが規定されているところである。

また、前記(2)のとおり、保護の廃止が裁量権の逸脱又は濫用となるかの判断は、指導違反に至る経緯、指示違反の重大性・悪質性、将来において指導指示が履行される可能性、保護の変更や停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性、保護廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮すべきであると解されている(福岡地裁平成21年3月17日判決)。

これを本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)セ、ソ及びタの



とおり、本件指導指示に基づき請求が提出した収入申告書に年金生活者支援給付金の記載がないことを把握した処分庁は、請求人に対し、「これでは履行していることにはならないと思います。なので、よく考えて再度提出してください。」「もう一度よく考えてください。」と助言したことが認められるものの、他に、請求人に対し、収入申告書に記載が必要な内容等について説明した形跡は認められない。

これらのことからすると、そもそも、本件においては、請求人の保護開始以降の状況等から、請求人が指導指示等において求められている具体的な内容を十分に理解しているか否かについて判断が困難なところ、処分庁は、請求人が年金生活者支援給付金を受給していることを把握していたにも関わらず、前記1(10)に照らし、請求人に対し、請求人が理解できる程度に、具体的に本件指導指示において処分庁が申告を求めている収入の内容について、本件指導指示後に必要な助言・指導を行った形跡は認められない。

確かに、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ソのとおり、本件指導指示に基づき請求人が提出した収入申告書には、年金生活者支援給付金に関する記載はなかったものの、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウのとおり、本件指導指示以前に既に請求人の通帳の記載内容から請求人が年金生活者支援給付金を受給していることを把握していることから、容易に当該受給額や受給時期を把握することが可能であり、また、保護の決定についても既に年金生活者支援給付金を考慮したうえで行っていることからすると、請求人が本件指導指示において求められている具体的な内容について十分に理解できる程度の助言・指導を行っていないにも関わらず、請求人の収入の一部の申告がされないことのみをもって本件処分を行ったことは重きに失するといわざるを得ない。

- (4) 以上のとおり、本件処分に至る過程及び処分庁の判断には、違法又は不当な点が認められることから、本件処分は取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年7月29日

審査庁

大阪府知事

吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

